

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成15年10月17日（金）13：30～16：00

2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）猪原淳、岩井美世子、大瀧重興、大西嘉彦、狭川宗玄、田中信行、福井英之、
藤井教子、松本ハル、町田章、水野隆正、若林諒
（説明者）成田首席家裁調査官、田村首席書記官
（事務局）藤原事務局長、應治事務局次長、山田総務課長

4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務局）

- (1) 所長あいさつ
- (2) 各委員の紹介
- (3) 委員長の選任について

- 家庭裁判所のことをよく知っており、進行上、非常に適任であると思われる裁判所長を推薦する。
- 裁判所の運営に関して国民の意見を集約して裁判所に述べていくという家庭裁判所委員会の基本的な性格からすると、委員長は外部委員の中で適任者を推薦するのが適当である。
- 家庭裁判所委員会規則では、委員長は会務を総理すると決まっているが、この会務の中には相当部分、裁判所から裁判所の現状を委員に説明することがある。また、委員会を開くに当たっての準備には相当の手間と労力を要するので、外部委員が委員長をするよりは、内部で一番よく分かっている所長が委員長をする方がよいと思う。
- 現在の委員による委員会は、12月31日までであるので、今日の委員会の委員長は家庭裁判所長でよいと思う。来年度、新しい委員会になった後に、考えてもらえばよいと思う。
- 今から選出する委員長の任期というのは、12月ということではなくて2年間ということになるのか。
- 今回、委員長が決められたら、変更するという新しい議決がなければ、来年1月以降も引き続きという形になろうかと思う。
- 妥協案として、12月までに限って委員長をとりあえず決め、1月以降はまた新たな委員がそろった段階でもう一度議論をして、選出するということにしてはどうか。
- 2号、3号、4号委員は、再来年の8月1日まで2年間ある。1号委員が新たな委員になり、その委員の中から委員長交代という意見が出て、それが多数になれば話は別だが、1月で委員長を新たに任命、選出するというのは、筋違いではないか。

○ 互選で決めるということで所長の推薦が出てきた。それ以外の委員の推薦があれば、手を挙げて決めるなり何なりして決めるが、基本的にはそれ以外の名前がなければ、先に進めた方が議事が進行するのではないか。

(その後特に意見なし)

● それでは、委員長は若林委員に行っていただくということで、よろしくお願ひしたい。

(4) 委員長代理の指名について

家庭裁判所委員会規則第6条3項に基づき、大西委員を委員長代理に指名する。

(5) 議事の公開等について

本委員会で発言された内容等については、裁判所のホームページに掲載してはどうかと考えている。また、その掲載の形としては、逐語的な議事録ではなく、議事の大筋、概要の掲載でどうかと考えているが、これについて御意見をいただきたい。

○ ホームページに掲載するという方向は、大いに賛成であるが、掲載するだけではなく、それを見た一般国民が、パブリックコメントという形でホームページに意見を掲載できるようにしてはどうかと思う。

また、そもそも公開する方法として、マスコミに公開するということもあるかもしれないが、議事録をどの程度作成するのか。つまり、各発言を逐語的に記載したものを作成して、それを公開されるのかどうかを伺いたい。

○ パブリックコメントについては、メールのやりとりもないではないが、文書で出す、ファクスで送るということ也可能である。電話で意見を述べたりすることだけは遠慮してほしいというようになっていると思う。

また、概要を裁判所のホームページに掲げることについては賛成であるが、議事録となると、発言内容を見せてもらう機会を設けてもらうことが当然必要であろうと思う。概要はだれがどのようにまとめるかも議論になろう。

○ パブリックコメントを求めることが自体はいいことだと思うが、家裁委員会は委員が議論をして何かを決める場であるので、次回の委員会までの間に得られたパブリックコメントを、委員が目を通し、次の何らかの議題とするというように、どう集めるかよりもどう扱うかの方が重要ではないかと思う。

ホームページに議事録を載せることに関しては、私自身はある意見を判断するときに、どういう肩書のどういう人が言った意見なのかを非常に重要な材料にしている。それを載せると発言しにくくなるという意見も一方ではあると思うが、そういう人たちが何を言って、その結果、何が決まったかというところまで公開するということも、そろそろ国として考えていいのではないか。

○ ホームページに掲載するということについては賛成である。その内容については、概要ということでまとめていただければ結構かと考えている。どういう肩書の人気が発言したかということについては、私の述べる意見については、組織でオーソライズされたものではない個人的な意見というレベルで率直に発言させていただきたいので、だれが何を言ったという詳細を、ホームページに載せられるのは困るというのが正直なところである。概要というところで事務局でまとめてもらえれば、委員もそれを見る所以ができるので、まとめ方について異議があれば委員会で議論して

もいいし、事務局にまとめ方が違うということもできるわけで、事前にこういうまとめる方でよいかというところまではなくていいと思う。

- 概要をホームページに掲載することについては、ほぼ異論がないように思われるが、発言者名を掲載するかどうかについて意見はあるか。
- 私は組織の意思を、オーソライズされた意見をここで言うことはできないと思うが、名前とか職業が分かれれば、発言内容が鮮明になる場合もあると思うので、出していいと思う。ただ、問題は、そういう発言が大きな世論になってくるような議題を取り上げなければ、裁判所の運営に関する議題にはならないのではないかと思う。また、国民の意見を聞くということはいいが、その意見に委員が拘束されるということはあり得ないと思う。委員は裁判所に指名されているのであり、一般国民から選出されたわけでもないから、ホームページに出た意見に責任をとるという性質のものではないと思うので、名前や職業が出てもいいと考える。
- 委員会の趣旨から、率直な意見交換をお願いしたいが、委員それぞれの立場や考え方で違ってくると思う。ただ、名前が出ることによって、本音でない意見が出るということになるのも問題ではないか。
- 実際の官職と氏名を出すと、個人としての意見を言っても、やはり官として言っているという誤解を受けるおそれがある。特に法曹委員の場合、一般的な意見と実際の事件での対応とを混同されることを恐れている。本音で相当活発な議論をするとなると、官職等を外して概要でまとめておけば十分であり、議事録を仮に公開するとしても今すぐではなく、もう少しこの委員会で練って、ある程度実績を作り、議事録を公開してもいいというコンセンサスが得られてからでどうか。また、パブリックコメントについては、国民の幅広い意見を聞くために1号委員がいるわけであるから、重ねて国民から意見を聞く必要があるのかと思う。委員会で会務を主催する裁判所としては、そういうコメントがたくさん入ってきて、それをまとめる作業も大変なことになるので、とりあえず現段階では議事録の公開やパブリックコメントについては、消極である。
- 最近の行政改革というのは、できるだけたくさんの本当の意見を生の形で国民に開放する、提示するというのが一番の大きな狙いで、それで都合が悪ければ本人が発言しなければいい。発言したら責任を持つというように考えなければ、結局この委員会を新たにしても、今までどおりであれば何も意味がない。
- 載せたくない人は言わなければいいというのは、まさに一番困る事態であり、忌憚のない意見を言っていただかないといけないと思う。発言したくない人は発言しないのであれば、家裁委員会の意味がない。
- 密室の中で学識経験者を呼んで、だれが言ったかわからないが、総論でこうなった、それを税金を使ってやったということを国民が納得してくれる時代かどうかということもあるし、また、名前が載るから発言するのが嫌だという委員がどれぐらいいるかであり、むしろ名前を載せてほしいという委員もいるかもしれない。時代は転換期で、官民のうち民はかなり進んできているが、県や国はまだ及び腰であり、今はそのギャップがあからさまになりかけたころではないか。その辺を注意しながら、今回すぐできるかどうかは難しいが、方向としては、個人的には名前を載せて、

発言にもある種の責任を持って公開していきたい。私の感覚から言うと、それで発言できない人は減ってきたのではないか。

- 最近でも行政が設けたいろいろな審査会とか審議会がたくさんできてきてているが、そういう場においても、議事録がほとんど公開されているのが実情ではないかと思う。私もあるところで審議会の委員をやっており、一言一句録音したものを正確に反訳して、それを公開しているというのが実情である。委員会の性格が違うのかもしれないが、それを住民の人に見てもらい、どこが正しいのかという判断材料にしてもらっているという意味もある。そうすると、発言の一つ一つが重みを持ってきているというのは間違いないわけで、そうであればあるほど、一言一句正確にしなければならないし、発言者がだれであるかということもしっかり記載しておかなければならぬのではないかと思う。
- テーマによっても事情がかわってくると思うが、公開の問題は大きいので、もう少し家裁委員会として練ればよいと思う。ホームページに載せることには異論がないので、一度載せてみて、様子を見て次のステップへということでどうか。
- とりあえず本日の案件は異論のない概要の範囲でホームページに掲載し、次回以降委員の交替もあるから、個人名を出すことを含めて、なお議論を深める。また、本日の議事内容に関しては、名前を出すことを差し支えると明言される委員もいることから、発言者名は記載せずにホームページに掲載するということでよろしいか。
- 概要を載せるときに、あらかじめどういう内容かというのは各委員に回してもらえるのか。
- できた段階で各委員に連絡し、希望する委員には見てもらえる形にさせていただく。
- 議事録の公開の問題については、次回にその点をさらに押し進めて議論してもらいたいと思うので、ぜひそのことをテーマに取り上げてもらいたい。
- 国民の意見を聞くという趣旨の委員会であるから、議事をどうやるかという議論だけで準備会みたいなことで終わってしまうのはよくないので、国民の関心のありそうなテーマを決めて、それを主として議論しなければいけないと思う。
- パブリックコメントの論点は、次回ということになるのか。
- それも同じことで、急にここで決まるという問題でもないと思う。
- 1号委員は国民の意見を集約する形で意見を言ってもらうために選ばれたので、改めてパブリックコメントを求める意味はないという意見については非常に反対である。各委員がいろいろな活躍をしており、いろいろな意見を持っているというのはわかるが、利用者としての立場で裁判所を利用した経験を持つ人は少ないと想われる。私自身も事件の当事者になったことはない。パブリックコメントは、具体的に裁判所を利用した人から、こういういい経験をしたとか苦い経験をしたとか、その経験の中から意見が出てくると思うので、それを聞き取りたいし、そのためには、パブリックコメントは欠くことができないのではないかと思う。
- 数日前の新聞に、裁判所の総務課に目安箱みたいなものを置いて、当事者からの意見を受け付けるという今後の計画のようなものが出ていたので、具体的にどこまでいっているのかは知らないが、裁判所も何らかの形でそういう意見を聞こうとい

う動きは、全国的にあるようである。

- 家裁委員会の規則では、パブリックコメントを反映するという文言がどこにもないので、あえて家裁委員会の議事概要を掲載して、それに関してパブリックコメントを求めるというのであれば、パブリックコメントをどの時点でだれが責任を持って集め、集めた情報、意見をどう反映するのか。また、出された意見にある種の返答、回答をしなければならないとするか、ただ参考にするのか、その辺をはっきりさせていただきたい。パブリックコメントを家裁委員会に反映するのであれば、規則も少しばかり改正する必要があるのではないか。
- 言われたとおり今はそういう想定はされてないが、家裁委員会は全国でやっていいるから、各府でそういう議論が出て、集約されて、最高裁が家裁委員会規則を改正するとすれば、そこで議論に乗ってくる。
また、委員会で各委員が言ったことは、各委員が責任をとるというのではなくて、基本は家裁委員会でまとめて意見を述べ、それを聞いて、奈良家庭裁判所が、どのように取り入れていくかを決めることになると思う。その意味では、各委員が何を言ったかではなくて、直接的には委員会の結論を裁判所に意見として述べるということになると思う。
- すべての事項について決議をして、家裁委員会の意見を出すというものではなく、各委員から出された意見を、並列的に出すことになると思われるが、委員会で一本化して家庭裁判所へ出した方がいいという意見があれば、そういう形でもよいと思われる。
- この委員会は奈良家庭裁判所の1つの諮問機関であるという位置付けがなされていると思うので、判断されるのは家庭裁判所の方であって、こちらの方はその求められた意見に対して意見を述べる機関であり、議決機関ではない。あくまでも諮問機関であるというように私は解釈している。
- パブリックコメントの集約の点であるが、利用者である国民が裁判所をどう考えているかというのがつぶさに出てきて、同じような意見がたくさんあれば、家裁委員会で取り上げなければならないテーマであるというように考えられるので、事務局で次回テーマを設定するときの参考にもなるであろうし、あるいは、私自身が次回、家裁委員会のテーマを提案する際の1つの判断材料にもなるのではないか。それは裁判所としての利用の仕方、委員としての利用の仕方、それぞれ個々の立場で利用できると思う。

(休憩)

- 議事概要のまとめの点は、手続的な問題、技術的な問題があるので、会務を総務する委員長においてまとめた上、その内容はまとまった段階でお知らせする。それで、見たいという委員は見ていただいて、意見があれば委員長が聞いた上で、最終的にどのような内容にするかを委員長の権限で決めさせていただくことでおろしいか。

(異議なし)

議事概要の掲載の点は、そういうことにさせていただく。

- パブリックコメントの問題は、積極、消極の両方の意見があるが、とりあえず概

要がホームページに載るので、それに対して何らか反応があれば、これは家裁向けに意見も出てくるであろう。今回は「裁判所は利用しやすいか」がテーマであるが、このような具体的なテーマに関して皆さんの意見をホームページに載せていくことで議論を尽くしてもらい、それでもなお不十分な点があれば、それについてパブリックコメントを求めるか求めないかというのを決めるという形にするなり、いろいろな方法があると思うが、具体的な方法論ということになると、なお技術的な点を検討しなければいけない問題があるので、とりあえずパブリックコメントの点についての議論も、これで一応終わりにさせていただきたい。基本的には、皆さんからパブリックコメントに該当する意見をこの委員会で出していただければ、必要十分だという考え方で家庭裁判所委員会がつくられていると思うが、その限りで皆さんから意見をまず具体的な内容でいただきたい。

(6) 奈良家庭裁判所の事件の状況等について

家事事件につき首席書記官から、少年事件につき首席家庭裁判所調査官からそれぞれ概況説明を行った。また、大西委員から人訴移管の概要につき説明を行った。

(7) 意見交換（テーマ：裁判所は利用しやすいと思いますか。）

本日の意見交換テーマに関して、参考となるような裁判所の取組状況を説明されたい。

● 裁判所を利用しやすくするための取組について、簡単に御説明させていただく。

裁判所の広報としては、ホームページによる情報提供や各種パンフレットの備え置きを行っている。ホームページには、アクセス情報として、裁判所の住所、電話番号、最寄り駅、来庁経路等を明示し、周辺の案内図、庁舎案内図、裁判所の組織、管轄区分、事件状況、裁判統計等を掲載している。また、最高裁が作成した家事事件手続、少年事件手続など、家裁事件の手續の概要に関する情報を紹介したり、後見開始、相続放棄、遺産分割等主だった家事事件の申立書の書式を掲載している。

裁判所の窓口では、家事関係における代表的な申立書や記載要領を備え置き、書記官による手続教示を行っている。家事（手続）相談は、火曜日、金曜日に実施している。書記官室の近くには、手続案内ビデオを設置して常時放映しており、来庁者が申立処理までの待ち時間や調停期日の合間に視聴できるようにしている。窓口対応職員の接遇研修を実施して懇切丁寧な応対を行うよう指導している。

意見があれば自由に発言いただきたい。

裁判所のホームページを見られたことはあるか。最高裁の判決内容などがすぐ見ることができるし、各地の裁判所の案内も簡単に出てくる。

どれぐらいアクセスがあるのか。

● 奈良家裁については、件数は出てこない。

家裁は非公開ということで審判等は載せていないが、地裁の方を開いてもらうと、最近の話題になった判決が全文載っている。大体新聞やマスコミで報道されたような判例を優先して載せている。登場人物は仮名にしている。

最近、行政機関でも民間企業でも、いつでも使って非常に便利なインターネットでまず探すことが多い。何か新しいジャンルを探すときは、今はインターネットで主に検索している。ただ、作る側の論理と探す側の論理が大分違っていて、探した

い肝心のものがいくらやっても出てこなかったり、どこを見たらいいのか分からぬといふことが往々にしてある。だから、ユーザーサイドからはなぜ一度で出ないのか、どこにあるのかわからない等の声をよく聞く。結局、たどり着くのにすごく時間がかかることがある、その辺は利用者に実際に聞いてみないとわからないのではないか。特にブロードバンドでないと、画像が多過ぎて重たくなり、見たくもないところをクリックしたら、画像がたくさん出てきて嫌になったということは、利用したことがある人なら経験があるのではないか。公的な機関のホームページはなるべく軽くして、しかも自分が欲しい情報に画面を2つぐらいクリックしたらアクセスできるようなものになればと思う。家裁のホームページがそうなっているのか、それともやはり使った人はいつまでたっても目的地にたどり着けないのか、その辺が作り手と見る側とでは大分違うと思うので、ユーザーの調査をすべきではないかと思う。

また、アクセス件数はわかるはずである。ホームページは見てもらわなければ何にもならないのであり、アクセスが仮に少ないとすれば、ほかのホームページにどれだけリンクしているのか。家裁のホームページが見たいという要望が高ければ、民間でもリンクして載せてくれるし、だれも見ないと思えば、どこからもリンクを張つていいかという声が出ないので、まずどのぐらい見てもらっているかが利用しやすさを把握する第一歩だと思う。見てもらった上で、どのぐらい満足度が高いかの調査を行い、それに応じてホームページを変えていかなければならないと思う。

- 各種パンフレット等については、役に立つと思うか。
- これは市役所など家裁以外にも置いているのか。
- 裁判所のパンフレットは各市町村にも配布している。
- 犯罪被害者の支援センターで、利用者から、警察を経た後に手続に行くのは市役所なので、市役所にパンフレットを置いておいてほしいということを聞いたことがある。あとはよく利用するような駅、銀行、百貨店などが考えられる。利用者サイドからいえば、パンフレットだけを取りに家裁まで入って来ないのでないかと思う。それよりも、街角や利用者の多いところ、現実的には市役所、町役場といった、日常生活で何かあればすぐに行くところで配る、あるいはそれ以外でも人通りの多いところ、取りやすいところに置くのが適切であると思う。
- 絶えず県民が出入りしている市民課、住民課の窓口に置いておけばいいと思う。
- 裁判所の情報を得たいとか、紛争があつてどういうところでどのようにやればいいのかと考えた人は、最初どのように行動するのか。
- 市役所で弁護士が行っている無料相談に行くのではないか。
- 女性センター等では、相談コーナーで大体の感じをつかんで、弁護士のところへ行けばどうかとか、裁判所の家事相談に行けばどうかというように振り分けてやっているのではないかと思う。そこで、家庭裁判所を知ったり、簡易裁判所を知ったりするようになる。そういうところが増えてきているから、電話の相談等で知つて来る人も多いのではないかと思う。
- 例えばDV等でけがをしたり、少年事件の被害者であれば病院等に行くと思うが、そのときに、病院にもいろいろなパンフレットが置いてあるので、同じように裁判

所のパンフレットが置いてあれば、少しばかり違うのではないかと思う。病院がいいのかどうかはわからないが、家庭裁判所に行く原因となるようなところも置き場所として吟味してはどうかと思う。

- 直接、裁判所に相談に来るという形はとりにくいか。
- 家庭裁判所というところは、あまり入りやすいところではない。
- 例えば、離婚で悩んでいるというような紛争を抱えている人が、まず家庭裁判所に行ってみようと思わないのはどうしてか。
- 弁護士等にまず相談してから、その上でということではないか。
- 今は各市町村にそういう相談の機関があり、そこに弁護士がいて、第何曜日の何時から何時というように、離婚の問題や少年問題等の相談を受けている。そこで、弁護士からこういう場合は裁判をしたらいいと言われて、家庭裁判所へくる。そのような窓口があるということは、各市町村が広報誌で知らせている。
- 紛争があった場合に、裁判所へアクセスする手段としては、かなりの方法があると理解していいのか。
- 市役所の相談等は、弁護士会が自治体と契約して、できるだけくまなく県下の自治体に弁護士が派遣されるように協力を求めており、それが段々浸透しつつあるが、それでもまだ予約が1ヶ月先になっているという人がいて、それが悩みの種である。そのような事情で相談できない人は、直接弁護士会に対し弁護士を紹介してほしいとか、知人に聞いていろいろ相談している人もいるのであろうが、家事事件に関しては、家庭裁判所で直接聞こうという人が結構いるのではないかという実感を持っている。というのは、そういう人の中には、結局家庭裁判所から弁護士に相談してほしいと言われたりしているということを感じているので、家庭裁判所の窓口における相談というのは件数も増えて、結構機能しているのではないか。そういう意味では、家庭裁判所の窓口相談というのがあるということを、もう少し積極的にアピールすれば、もっと市民は来やすくなるのではないか。
- 家庭事件については、割合、家裁へ行って話を聞いてという印象を持っているが、女性センター等の弁護士会以外の各分野でボランティア的な組織があり、そういうところで紹介されてという人も多いのではないかと思う。しかし、やはり今は弁護士会の無料法律相談というか、自治体での相談をもう少し活用してということにしていただければありがたいと思う。
- 弁護士に来てもらっても、女性センターの場合では、1週間に2回ぐらいで、1日にせいぜい4件、30分ずつとしても2、3時間しかおられないで、数人しかさばけない。緊急を要する人は、特別になんとか無理に入れるようであるが、普通に、夫婦関係のことだと言ったら、来月回しということになるので、そのところが大変である。弁護士に相談したいという人は山のようにいる。
- 最初の相談の段階が足りないということのようだが、こうしたらいいのではないかという知恵はないか。
- インターネットを使う人は、検索すれば、事件の手続等も解説しているから、それを活用できるが、すべての人がそこまでできるかどうか。あるいは、いわゆる弁護士のゼロワン地域の人々がどこへ駆け込んで行くかということもある。

- 家事相談をやっているということはよくわかっていても、やはり裁判所に行くのはどうも抵抗があるという人が多い。市役所であれば、何げなしに市役所に行って相談してくるということで、気持ちの上では軽いので、市役所に行く人が多いのではないか。順番待ちで非常に時間がかかることがあるが、その辺を弁護士の協力で何とかクリアしていただけたらと思う。
- これは市町村の方から弁護士会に依頼があつてやっているのか。
- 市町村の無料相談というのは、各自治体がお金を出して、弁護士に来てもらい、一定の枠で相談してほしいということで依頼される。それが段々増えてきているが、奈良市役所等に増やしてほしいと依頼しても、自治体は、予算の関係で、ここまでしか出せないとと言われるので、それを解消するにはどうしたらいいか。弁護士会では、中和相談センターや南和相談センターを作るという形で、市民に無料相談の機会を提供しているが、自治体からの寄附金を主な財源にして、中和相談センターは、7月から動いているが、やはり1カ月先というようになっており、需要がそれだけ山のようにあるという状況である。だから、弁護士会では相談の機会をどんどん掘り起こしていかないと仕方ないと考えている。
- 無料法律相談には行くが、弁護士に委任するところまで行かないという人は結構いるのではないか。また、相談等に行って裁判所の存在を知ったあとに、そこから裁判所まで入ってくるのが入りやすいかどうかの問題もあると思う。
- 弁護士に相談する前に、各市町村がそういう相談機関を持っていて、常時やっている。県でも各福祉事務所に相談員を置いている。そこから、裁判所へというルートが大変な問題であり、例えば、離婚問題の相談を受けた相談員は、市町村の無料相談を紹介したり、急いでいる人には、弁護士会などを紹介したりというようにサービス機関として行政がやっているが、ストレートに家庭裁判所へ送るかということが問題になってくる。
- また、最近はインターネットの利用が盛んで、例えば、私が関与している発達支援センターでは、知的障害等を持つ子供の親が、インターネットで全国のどこにいい医者がいるか等をキャッチして、そこまで行ったりしているので、これから家庭裁判所でもそういう時代に変わっていくと思う。
- これはそうして欲しいとかうしなさいということではないが、市町村の相談窓口で、家庭裁判所に行ったらどうかとは事実上も言わないのか。
- それは説明する。だから、私はそういうところにパンフレットを置いたらどうかということを先ほど提案させてもらった。パンフレットを置いていたら、家庭裁判所の紹介もできると思うし、現にこういう機関があるということは説明している。
- 家庭裁判所に来てもらった後の手続についてはどうか。
- 私が調停委員になった昭和49年ころには、このようなパンフレットが1枚もなくて、そういう窓口があるということをいかに国民に知らせるかという姿勢を国としても、奈良の裁判所としても持ってもらいたいということを言ったら、大それたことを言っているみたいな感じであった。それが今、まさに利用者に視点を当てて考えようという世の中になったのは、すばらしいと思う。
- もっと裁判所にもそういう市町村の関連窓口がどういうところかということを掌

握してもらい、そこに資料等を送るときに、どれだけ前向きに裁判所が取り組もうとしているかという姿勢を示すような文書をつけた上で、送るという意気込みを見せてもらいたい。単に送り届けるだけでは、やはりだめだと思う。

私も消費者相談の窓口に関係しているので、いかにそういうことを積極的に働きかけるかであり、内容がよくても、それをだれがどう見て、だれが利用者に渡してくれるかというような視点をよく検討して使うのと、そうでないのとでは違うのではないかと思う。

- もっと熱意を持って、利用してもらいたいという気持ちで、市役所なり町役場等にお願いするとか、「何部必要ですか。100部で足りない。それでは200部置いていきます。」とか、そういう積極的なことがより必要なのであろう。
- 全国消費者生活相談員協会では、最近増えている悪質商法による被害を未然に防止するために、警察庁から依頼を受けて各戸配布用の啓発資料を作り、防犯協会を通じて渡している。それが非常に効果があるということで、あちこちから声が出て、作った側としてもとてもうれしいが、みんなの努力で情報を広めるようにしないと、どんどんマイナスイメージが大きくなり、なかなか改善というのはできない。一人一人の小さな努力がやはり必要ではないかと思う。
- 次に、裁判所を利用する段階になってからであるが、例えば調停の申立てをする際の申立書をどう書くかということについては、利用しやすくなっているか。
- 司法制度改革推進事務局の方でいろいろな部会で検討を進めている中で、ADRの検討をしているところがあるが、そこに呼ばれたり、パブリックコメントを書くための基本法案を見たりすると、重要な事項について、その窓口がどれだけの費用を使って、どういうことをやるところかということを、申立ての時点で、きちんと説明をする義務がある、ということを案として出している。これを見て思うのは、司法や行政でやっている相談や調停というものとは別に、民間でいろいろなADR機関が出てくるということも予測されるので、やはりそこがどういうところかという説明がいかに大事かということである。

調停委員を長くやっていて思うのは、奈良の裁判所の職員がだれにも親切に応対をしているということは否定しないが、いわばあまり行きたくないところに恐る恐る垣根を越えて来た段階で、いかに親切にその制度に関して説明を受けて、納得して書類を作つて申立てをして帰れるかどうかという点で、どう関わっているかというところがものすごく大事なことではないかと思う。そんなところだったら来るのではなかったとか、こんなに親切にしてもらえたから、それだったらあなたも行つたらどうかというように、また他の人を紹介することもできるのではないかと思うので、その最初の出会いのところが大事ではないか。また調停委員としては最初に出会った時点で、当事者にどう接するかのところが一番のポイントではないか、そこで信頼をどう勝ち取るかだと思う。

- 調停等の申立て、家事相談、窓口対応等について、あるいは少年事件も含めて、家庭裁判所が利用しやすいかどうかという点に関して他に何か注文等はないか。
- 調停が開かれる曜日には制限があるので、仕事を持ちながらの人には、休日や土曜日午後の時間帯という希望が多い。この家事相談は、ウィークデーに来れない人

への対応をどのように考えているのか。

- 対応できるかどうか非常に難しい問題があるが、夜間や休日等に相談や申立てをしたい等の要望は強いのか。
- サンデー調停や夜間調停の要望はかなりあると思う。大阪などでは夜間相談をやっているようであるが、実際の利用はそれほど多くはない。勤務時間中はなかなか行けないから週末にというが、今のところそれほど利用されてないようである。そうすると、極端な話、3人しか来ないとこに職員が3人いて張りつくというのがどうかという費用対効果の問題になってくる。裁判は緊急の医療手術をするという場面ではないので、その意味では緊急に週末に駆け込む必要性は余り高くないと思う。これから裁判員制度等ができると、当然勤務を休んで来てもらうことになるが、裁判というのは自分の一生で一度あるかないかの大変なことなので、何とか勤務時間中に来てやってもらえないかというようにお願いはしている。奈良でも週末にしろという人が何人かいたが、何が何でもということではなくて、勤務時間中でお願いして、やっているというのが現状である。

それと、これだけ事件が増えているということは、もちろん紛争があるということもあるが、事件が伸びるということは、やはり家庭裁判所もそれなりに使いやすくなっているのかなという感じはしている。

また、裁判所の信頼というのはやはり窓口での第一印象が大きいので、今、家庭裁判所も特に窓口とか家事相談には力を入れている。昔は窓口で一番人気が悪かったのが登記所で、2番目が裁判所だった。全国的な調査でそのようになっていたが、登記所も大分変わってきており、裁判所も負けずに頑張っていろいろ工夫はしているところである。

- 家庭裁判所を利用しやすくするためにいろいろな意見を出しているが、現在でも6,800件ぐらいの新受事件があり、更に利用者が増えたとして対応できるのかという問題についてはどうか。利用しやすいように広報をして、それを受け家庭裁判所に相談に来る人が段々多くなってきた場合に対応できる態勢があるのか。
- タイムラグはもちろんあると思う。今が例えば手いっぱいの事件数、対応できるだけの手いっぱいの人数でやっているということであれば、事件が増えてすぐに翌日対応できるかと言えばそれはできない。一定のタイムラグがあって、予算をお願いしてということになると思うが、それは対応するように当然努力するし、しなければいけないと思う。
- 本日のいただいた意見を参考に、家庭裁判所をより充実した内容で運営できるよう努力したい。